

現行（本編 P.16）

4 許可条件

本市では、法第7条第11項の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可に際して条件を付していますので、遵守してください。

なお、違反した場合には、許可取消し等の行政処分を行うことがあります。

No.	許可条件の内容
1	自己の名義をもって、他人に営業をさせないこと。
2	収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、産業廃棄物、家庭廃棄物及び本市の区域外で発生した廃棄物を収集運搬するなど、他の用途に使用してはならない。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。
3	一般廃棄物の収集又は運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号に従い、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
4	一般廃棄物を収集又は運搬できる区域は本市内に限定することとし、収集した一般廃棄物の搬入先は、本市が指定する処理施設に限定することとする。
5	一般廃棄物の本市の処理施設への搬入については、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第9条に規定する受入基準（P21参照）を遵守すること。
6	市長が必要に応じて指示する事項に従うこと。

⑤ 廃棄物の種類が「実験動物の死体及びふん尿」の場合は、上記許可条件が適用外となるものがありますので、必ず事前に相談してください。

改訂後（案）

4 許可条件

本市では、法第7条第11項の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可に際して条件を付していますので、遵守してください。

なお、違反した場合には、許可取消し等の行政処分を行うことがあります。

No.	許可条件の内容
1	自己の名義をもって、他人に営業をさせないこと。
2	収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、産業廃棄物、家庭廃棄物及び本市の区域外で発生した廃棄物を収集運搬するなど、他の用途に使用してはならない。ただし、市内から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙又は古繊維を収集し、及び運搬する場合は、この限りでない。
3	一般廃棄物の収集又は運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号に従い、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
4	一般廃棄物を収集又は運搬できる区域は本市内に限定することとし、収集した一般廃棄物の搬入先は、許可証表面に記載の処理施設及び本市が指定する処理施設に限定することとする。
5	一般廃棄物の本市の処理施設への搬入については、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第9条に規定する受入基準（P21参照）を遵守すること。
6	市長が必要に応じて指示する事項に従うこと。

⑤ 廃棄物の種類が「実験動物の死体及びふん尿」の場合は、上記許可条件が適用外となるものがありますので、必ず事前に相談してください。

現行（本編 P.20）

改訂後（案）

Ⅲ 本市の廃棄物処理施設への搬入等

Ⅲ 本市の廃棄物処理施設への搬入等

1 搬入先

1 搬入先

搬入先は、以下のとおりです。なお、搬入先の指定は特にありません。

搬入先は、以下のとおりです。なお、搬入先の指定は特にありません。

処理施設 の名称	クリーンセンター	
	東工場	臨海工場
所在地	東区石原町1丁 102番地	堺区築港八幡町 1番70
問合せ	TEL (072)252-0815 ↓ FAX (072)251-9646	TEL (072)282-7400 ↓ FAX (072)282-7870
休業日※	年末年始	年末年始
受入時間※	11:30~16:30	6:30~16:30
破碎施設	有	有

処理施設 の名称	クリーンセンター	
	東工場	臨海工場
所在地	東区石原町1丁 102番地	堺区築港八幡町 1番70
問合せ	TEL (072)252-0815 ↓ FAX (072)251-9646	TEL (072)282-7400 ↓ FAX (072)282-7870
休業日※	日曜日・年末年始	年末年始
受入時間※	11:30~16:30	6:30~16:30
破碎施設	有	有

※ 施設の管理上、休業日・受入時間の変更又は臨時に休業日とする場合があります。  
また、臨海工場の休業日は東工場の受入開始時間が8:30に繰り上がります。  
年末年始の休業日については、ホームページ等で確認してください。

※ 施設の管理上、休業日・受入時間の変更又は臨時に休業日とする場合があります。  
また、臨海工場の休業日は東工場の受入開始時間が8:30に繰り上がります。  
年末年始の休業日については、ホームページ等で確認してください。

現行（本編 P.48）	改訂後（案）				
<p><b>(5) 緊急時（土・日・祝日の故障等）の対応</b></p> <p>① 搬入する処理施設の職員の指示に従うとともに、当該施設へ「臨時車両使用承認申請書」を提示し、緊急用の臨時車両マグネットの貸与を受けたうえで業を行ってください。</p> <p>② 申請後直近の平日に、資源循環推進課へ速やかに必要書類の提出及び緊急用の臨時車両マグネットの返却を行ってください。</p> <p>㊦ 緊急用の臨時車両マグネットは、申請後直近の平日以降は使用できません。</p> <p>対応に関する問い合わせは搬入する処理施設へお願いします。本庁舎へご連絡いただいても対応できません。</p>	<p><b>(5) 緊急時（土・日・祝日の故障等）の対応</b></p> <p>① 搬入する処理施設の職員の指示に従うとともに、当該施設へ「臨時車両等使用承認申請書」を提示し、緊急用の臨時車両マグネットの貸与を受けたうえで業を行ってください。</p> <p>② 申請後直近の平日に、資源循環推進課へ速やかに必要書類の提出及び緊急用の臨時車両マグネットの返却を行ってください。</p> <p>③ 日曜日のマグネット貸与はありません。申請直後直近の【本庁開庁日（平日）は資源循環推進課、土曜・祝日は清掃工場】にてマグネット貸与を受けること。（FAXした写しを持参すること）</p> <p>㊦ 緊急用の臨時マグネットは申請後直近の平日以降は使用できません。</p> <table border="1" data-bbox="1162 466 2011 571"> <thead> <tr> <th data-bbox="1162 466 1601 502">日 曜</th> <th data-bbox="1601 466 2011 502">土曜・祝日（日曜の祝日を含む）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1162 502 1601 571">臨海工場での臨時車両 FAX(072-282-7870) 受付 (日曜のマグネット貸与はありません)</td> <td data-bbox="1601 502 2011 571">東工場又は臨海工場での臨時車両対面受付 (マグネット貸与はあります)</td> </tr> </tbody> </table>	日 曜	土曜・祝日（日曜の祝日を含む）	臨海工場での臨時車両 FAX(072-282-7870) 受付 (日曜のマグネット貸与はありません)	東工場又は臨海工場での臨時車両対面受付 (マグネット貸与はあります)
日 曜	土曜・祝日（日曜の祝日を含む）				
臨海工場での臨時車両 FAX(072-282-7870) 受付 (日曜のマグネット貸与はありません)	東工場又は臨海工場での臨時車両対面受付 (マグネット貸与はあります)				

現行（資料編 P.資 22（堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領））	改訂後（案）
<p>第5条</p> <p>5 規則第18条の4第3項の規定により市長が別に定める一般廃棄物収集運搬業の許可等に係る基準は、次のとおりとする。ただし、次のうち第2号については第1項第1号に規定する者を、第3号については第1項各号に規定する者を、第4号については第1項第2号に規定するものを、それぞれ除くものとする。⊕</p> <p>(1) 収集運搬車両は処理施設への搬入の際に支障のない規格であり、次の廃棄物の種類ごとに次の基準を満たしているものであること。⊕</p> <p>ア 事業系ごみ 自動排出機能を有し、かつ原則としてロータリー式又はバック式の圧縮方式を用いたものであること。⊕</p> <p>イ 浄化槽清掃汚泥等 バキューム方式を用いたものであり、原則として最大積載量は10トン以下であること。⊕</p> <p>ウ 実験動物の死体等 架装構造が保冷機能を用いたものであること。⊕</p> <p>(2) 新規許可の場合は、申請者が、本市の指定する一般廃棄物に係る講習会を修了していること。⊕</p> <p>(3) 申請者が、排出者との間で当該申請業務に関して委託契約の見込み（更新許可の申請の場合は書面による契約）があること。⊕</p> <p>(4) 更新許可の申請をしようとする者は、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごと（ディスプレイ排水処理槽清掃汚泥及びし尿を含むビルビット汚泥を除く。）に市内での収集運搬実績が認められ、かつ更新前の業務を適正に遂行した者であること。⊕</p>	<p>第5条</p> <p>5 規則第18条の4第3項の規定により市長が別に定める一般廃棄物収集運搬業の許可等に係る基準は、次のとおりとする。ただし、次のうち第2号については第1項第1号に規定する者を、<b>第3号については第1項第1号に規定する者を、第3号の括弧書きを除く部分については第1項第2号に定める者を、</b>第4号については第1項第2号に規定するものを、それぞれ除くものとする。⊕</p> <p>(1) 収集運搬車両は処理施設への搬入の際に支障のない規格であり、次の廃棄物の種類ごとに次の基準を満たしているものであること。⊕</p> <p>ア 事業系ごみ 自動排出機能を有し、かつ原則としてロータリー式又はバック式の圧縮方式を用いたものであること。⊕</p> <p>イ 浄化槽清掃汚泥等 バキューム方式を用いたものであり、原則として最大積載量は10トン以下であること。⊕</p> <p>ウ 実験動物の死体等 架装構造が保冷機能を用いたものであること。⊕</p> <p>(2) 新規許可の場合は、申請者が、本市の指定する一般廃棄物に係る講習会を修了していること。⊕</p> <p>(3) 申請者が、排出者との間で当該申請業務に関して委託契約の見込み（更新許可の申請の場合は書面による契約）があること。⊕</p> <p>(4) 更新許可の申請をしようとする者は、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごと（ディスプレイ排水処理槽清掃汚泥及びし尿を含むビルビット汚泥を除く。）に市内での収集運搬実績が認められ、かつ更新前の業務を適正に遂行した者であること。⊕</p>

現行（資料編 P.資 58）	改訂後（案）
<p>要領様式第19号</p> <p>誓約書</p> <p>日付は記入しないこと</p> <p>年 月 日</p> <p>堺市長殿</p> <p>申請者 住所(所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号</p> <p>氏名(名称) OO株式会社</p> <p>(代表者氏名) 代表取締役 OOOO</p> <p>私は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたい場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則並びに堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則及び堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領を遵守するとともに、下記のとおり誓約いたします。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>私は、一般廃棄物収集運搬業者として、その公共性を自覚し、市長の指示に従い、適正に業務を遂行するとともに、市民及び排出者に常に親切丁寧に対応し、迷惑をかけることはいたしません。</li> <li>業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合又は業者間で問題が生じた場合は、私の責任において誠意をもって解決します。</li> <li>私は、排出事業者との委託契約を書面により締結し当該業を行います。(浄化槽清掃汚泥・ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥・し尿を含むビルビット汚泥に係るものを除く。)</li> <li>堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき、収集運搬量の実績が「市長の定める量※」に達しない場合は、許可の更新が受けられないことを承諾いたします。</li> <li>社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難になったとき、又は許可の取消し等の処分を受けたときにおいて、市長に対して一切の補償その他の要求はいたしません。</li> <li>この誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。</li> </ol> <p>※「市長の定める量」について（堺市一般廃棄物の減量化に関する許可事務取扱要領第5条第2～4項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>規則第19条の4第1項第3号の規定により市長が定める量は、一月当たり2.5トンとし、市長は、収集及び運搬の総重量（浄化槽清掃汚泥等を除く。以下「総重量」という。）が当該量に達しない許可更新に対して、更新許可を行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げるA及びBの条件を満たす場合                     <ol style="list-style-type: none"> <li>新規許可又は変更許可を申請して更新許可を受け、当該更新許可又は変更許可から5年を超過し、かつ当該更新許可の6月の実績量（次項に規定する一般廃棄物の4月に規定する実績量に含める場合を含む。）が全て2.5トンに達していること。</li> <li>更新の許可更新期において本市の清掃工場の稼働率が月1回以上（当該7条の3に規定する事業の廃止命令又は規則第7条第2項に規定する稼働率の停止を受けた者は、当該期間が省略される月を除く。）あること。</li> </ol> </li> <li>市長が代わりの理由があると認める場合</li> </ol> </li> <li>前項に定める総重量の規定において、次の総重量（当該更新許可が堺市内で実施したものに限る。）については、希望する場合は、当該実績量に含めることができる。ただし、当該実績に含めることができる量は、次の総重量合計で、月1.5トンとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のうち古紙及び古繊維</li> <li>当該更新許可が堺市内再生資源の指定において実施された事業系一般廃棄物（廃紙類・特定家庭用機器等品を除く。）</li> </ol> </li> </ol> <p>4 前項ただし書きの規定については、前項各号の総重量とその他の事業系ごみとを合わせて当該排出事業者と書面による委託契約が交わされており、かつ本市の清掃工場の稼働率が月1回以上ある場合は、この限りでない。</p>	<p>要領様式第19号</p> <p>誓約書</p> <p>日付は記入しないこと</p> <p>年 月 日</p> <p>堺市長殿</p> <p>申請者 住所(所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号</p> <p>氏名(名称) OO株式会社</p> <p>(代表者氏名) 代表取締役 OOOO</p> <p>私は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたい場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則並びに堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則及び堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領を遵守するとともに、下記のとおり誓約いたします。</p> <p>記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>私は、一般廃棄物収集運搬業者として、その公共性を自覚し、市長の指示に従い、適正に業務を遂行するとともに、市民及び排出者に常に親切丁寧に対応し、迷惑をかけることはいたしません。</li> <li>業務の実施に当たり第三者に損害を与えた場合又は業者間で問題が生じた場合は、私の責任において誠意をもって解決します。</li> <li>私は、排出事業者との委託契約を書面により締結し当該業を行います。(浄化槽清掃汚泥・ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥・し尿を含むビルビット汚泥に係るものを除く。)</li> <li>堺市一般廃棄物収集運搬業に係る許可事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき、収集運搬量の実績が「市長の定める量※」に達しない場合は、許可の更新が受けられないことを承諾いたします。(浄化槽清掃汚泥・ディスポーザ排水処理槽清掃汚泥・し尿を含むビルビット汚泥及び実験動物の死体及びふん尿に係るものを除く。)</li> <li>社会的条件等の変化により、自らの営業を維持することが困難になったとき、又は許可の取消し等の処分を受けたときにおいて、市長に対して一切の補償その他の要求はいたしません。</li> <li>この誓約に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。</li> </ol> <p>※「市長の定める量」について（堺市一般廃棄物の減量化に関する許可事務取扱要領第5条第2～4項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>規則第19条の4第1項第3号の規定により市長が定める量は、一月当たり2.5トンとし、市長は、収集及び運搬の総重量（浄化槽清掃汚泥等を除く。以下「総重量」という。）が当該量に達しない許可更新に対して、更新許可を行わない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>次に掲げるA及びBの条件を満たす場合                     <ol style="list-style-type: none"> <li>新規許可又は変更許可を申請して更新許可を受け、当該更新許可又は変更許可から5年を超過し、かつ当該更新許可の6月の実績量（次項に規定する一般廃棄物の4月に規定する実績量に含める場合を含む。）が全て2.5トンに達していること。</li> <li>更新の許可更新期において本市の清掃工場の稼働率が月1回以上（当該7条の3に規定する事業の廃止命令又は規則第7条第2項に規定する稼働率の停止を受けた者は、当該期間が省略される月を除く。）あること。</li> </ol> </li> <li>市長が代わりの理由があると認める場合</li> </ol> </li> <li>前項に定める総重量の規定において、次の総重量（当該更新許可が堺市内で実施したものに限る。）については、希望する場合は、当該実績量に含めることができる。ただし、当該実績に含めることができる量は、次の総重量合計で、月1.5トンとする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のうち古紙及び古繊維</li> <li>当該更新許可が堺市内再生資源の指定において実施された事業系一般廃棄物（廃紙類・特定家庭用機器等品を除く。）</li> </ol> </li> </ol> <p>4 前項ただし書きの規定については、前項各号の総重量とその他の事業系ごみとを合わせて当該排出事業者と書面による委託契約が交わされており、かつ本市の清掃工場の稼働率が月1回以上ある場合は、この限りでない。</p>